

議案第116号

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例の制定について
さいたま市市長等の給料の特例に関する条例を次のように定める。

平成25年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市長等の給料の特例に関する条例

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（次条において「特例期間」という。）においては、市長、副市長、水道事業管理者及び常勤の監査委員に対するさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条第1号から第4号までの規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100分の20
- (2) 副市長 100分の15
- (3) 水道事業管理者及び常勤の監査委員 100分の10

(さいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、教育長に対するさいたま市教育委員会教育長の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第109号）第3条の規定による給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給料月額を支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。